

宇都市こどもと大人の発達相談センター運営事業委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本プロポーザル実施要領は、宇都市こどもと大人の発達相談センター（以下「センター」という。）運営事業の実施にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により最も的確な業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 事業等概要

(1) 事業名

宇都市こどもと大人の発達相談センター運営事業

(2) 募集の目的

発達障害等の障害のある人及びその疑いのある人とその家族等（以下「対象者」という。）に対する発達・生活相談をはじめ、支援者育成のための関係機関との連携等を行うセンターを運営実施できる事業者を広く募集する。

(3) 募集する事業者における専門的な知識・資格及び予定数

対象者への切れ目のない支援を繋ぐため、宇都市（以下「市」という。）における関係機関等と情報連携・支援連携をコーディネートし、また、発達障害はもちろん、他障害についても幅広い知識を有した専門的な資格をもつ相談員が所属する宇都市内の法人とする。

なお、募集予定数は1法人とし、対応地域は宇都市全域とする。

(4) 事業内容

宇都市こどもと大人の発達相談センター運営事業実施要綱及び福祉総合相談対応事業実施要綱に基づく事業とする。

なお、詳細は、宇都市こどもと大人の発達相談センター運営事業仕様書を参照すること。

(5) 実施場所

実施場所については、市と受託者で改めて協議する。

(6) 事業実施期間

令和8年(2026年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日までの4年間とする。

なお、受託者が必要な指示に従わないとき、その他事業を継続することが適当でないと認めるときは、その事業を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

3 予定運営委託料

(1) 受託者に対し、契約期間中に市が払う予定運営委託料（以下「委託料」という。）の上限額は次のとおりとし、市の予算の範囲内で、市と受託者の間で締結する委託契約で定めるものとする。

委託料上限額（令和8年度）	：金 18,213,000 円（消費税及び地方消費税含む。）
（令和9年度以降）	：金 18,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

※ 本事業は、市議会での議決を条件としているため、議決結果によっては事業の見直しや委託料上限額の変更、又は事業を中止することがある。

なお、この場合において、市は一切の責任を負わない。

(2) 委託料の支払等

委託料の支払時期、方法については、受託者と協議の上、契約書等で定めるものとする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 宇都市内に事業所を有する法人であること。
- (2) 事業運営を直接行う者であること。
- (3) 指定実施場所での事業実施が可能であること。
- (4) 法人又はその代表者が、次に該当しないこと。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 事業の実施を委託とみなした場合に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2（議員の兼業禁止、第 142 条（長の兼業禁止）（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項（委員の兼業禁止）の規定に抵触することとなる者
 - オ 国税、県税、市税（個人市県民税を含む）を滞納している者
 - カ 政治団体、宗教団体
 - キ 役員等（応募しようとする者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）であると認められるとき。
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にない法人等であること。

5 実施スケジュール

項目	日程※	備考	様式
公募開始	令和 8 年 1 月 26 日（月）	市公式ウェブサイトに掲載	
質問の受付期限	令和 8 年 1 月 26 日（月） ～令和 8 年 2 月 3 日（火） 12 時まで	電子メールにより提出	様式第 1 号
参加表明提出期限	令和 8 年 1 月 28 日（水） ～令和 8 年 2 月 9 日（月） ○持参の場合、平日の 9 時 から 16 時 30 分まで	持参又は郵送により提出 (提出期間内に到着したものに限る。)	様式第 2 号 様式第 3 号 様式第 4 号

参加資格審査結果通知	令和8年2月13日（金）まで	電子メールにより通知	
応募書類等提出期限	参加資格審査結果通知後～令和8年2月27日（金） ○持参の場合、平日の9時から16時30分まで	持参又は郵送により提出（提出期間内に到着したものに限る。）	様式第5号 様式第6号
書類審査及びプレゼンテーション	令和8年3月上旬～中旬	詳細は別途通金知	
審査結果の公表及び通知	令和8年3月中旬	市公式ウェブサイトに公表及び書面にて通知	
契約締結	令和8年4月1日（水）		

※各項目の日程については、都合により変更の可能性あり。

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答については、次のとおりとする。

（1）質問の受付

ア 受付期限

令和8年2月3日（火）12時まで

イ 提出方法

応募質問票（様式第1号）を電子メールにより提出してください（提出する際の件名は「宇都市こどもと大人の発達相談センター運営事業質問票（法人名）」とすること。）。

電子メール以外の方法による質問は受け付けません。電子メール送信後は事務局へ電話で受信確認をしてください。

ウ 提出先

本要領第14項の事務局と同じ。

（2）質問の回答

ア 回答方法

市ウェブサイトで公開する。ただし、質問者名は非公開とする。

7 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明に係る書類を提出するものとする。

（1）提出書類

ア 参加表明届（様式第2号）

イ 法人等概要書（様式第3号）（任意様式可）

ウ 登記事項証明書

エ 法人及び代表者の国税、県税、市税の滞納がないことを証する証明

オ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第4号）

（留意事項） 証明書についてはすべて写し可（ただし原本証明必須）、発行から3か月以内のものとする。

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期限

令和8年2月9日（月）まで

※持参の場合は、平日の9時～16時30分まで。

※郵送の場合は、提出期間内に到着したものに限る。

(4) 提出部数

1部

(5) 提出先

本要領第14項の事務局と同じ。

8 参加資格審査と結果の通知

参加表明に係る書類により参加資格審査を行い、令和8年2月13日（金）までに電子メールにて審査結果を通知予定。

9 受託候補者の選定方法

以下に示す実施方法及び審査方法を正式に決定した上で、「宇都市こどもと大人の発達相談センター運営事業の実施候補者選定委員会」において、審査（書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング）を行い、本事業に最も適切な者を選定する。

なお、応募が1者であっても審査し、適否を判断する。

(1) 実施方法

ア 実施方式 書類審査及びプレゼンテーション

イ 予定日 令和8年3月上旬～中旬

※詳細については、別途通知する。

ウ 所要時間等 30分程度（応募者からの説明20分、質疑応答10分）

エ 説明 出席者は1者3名までとし、提出した応募書類等に沿って説明すること。また、配布資料がある場合は当日持参すること。

なお、プレゼンテーションは非公開とする。

(2) 審査方法

ア 業者選定審査基準に基づき総合的に審査を行う。

イ 各審査員の評価点の合計を審査委員の数で除した総合評価点数が60点以上を得た者の中で、総合評価点の最も高い事業者を第1優先交渉権者とする。

(3) その他

ア 実施方法や審査方法については、正式に決定した上で、プレゼンテーション実施までに別途通知する。

10 選定結果等の通知及び公表

選定結果等は優先交渉権者決定後、速やかに市ウェブサイトに公表し、応募者に対して書面にて通知する。

11 応募書類等

(1) 提出書類

- ア 事業計画書（様式第5号）（任意様式可）
- イ 収支予算書（様式第6号）（任意様式可）

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期限

令和8年2月27日（金）まで

※持参の場合は、平日の9時～16時30分まで。

※郵送の場合は、提出期間内に到着したものに限る。

(4) 提出部数

8部

(5) 提出先

本要領第14項の事務局と同じ。

(6) 提出書類の取扱い

用紙サイズはA4とし、左綴じとする。

12 様式

- (1) 応募質問票（様式第1号）
- (2) 参加表明届（様式第2号）
- (3) 法人等概要書（様式第3号）（任意様式可）
- (4) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第4号）
- (5) 事業計画書（様式第5号）（任意様式可）
- (6) 収支予算書（様式第6号）（任意様式可）
- (7) 参加辞退届（様式第7号）

13 応募にあたっての留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する場合は、宇部市こどもと大人の発達相談センター運営事業委託に係る公募型プロポーザル実施要領、仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 本プロポーザルに係る実施要領・審査等に関する異議は受け付けない。
- (3) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (5) 提出した書類の全部又は一部を変更することはできない。ただし、脱漏又は不明確な表示があった場合等において、市が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止等の措置を行うことがある。
- (7) 他の応募者から提出される応募書類等は閲覧できない。
- (8) 提出された書類は一切返却しない。
- (9) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (10) 市が提供する資料は、提案の検討以外の目的で使用できない。また、応募者は、本件に際して知り得た情報を第三者に漏洩することはできない。

- (11) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
- ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
 - イ 応募書類等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - エ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - オ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - カ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (12) 書類提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに事務局に連絡するとともに、書面（参加辞退届（様式第7号））により申し出ること。
- (13) 本募集に関する説明会は実施しません。

14 事務局（問い合わせ先及び提出先）

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号

宇部市 健康福祉部 障害福祉課 担当：大上・宮原

電話：0836-34-8527 FAX：0836-22-6052

メールアドレス：syou-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

問い合わせ時間：平日の 8 時 30 分～17 時 15 分

※来庁の場合は、平日の 9 時～16 時 30 分

※メールの件名は「宇部市こどもと大人の発達相談センター応募関係書類」とすること。